



各 位

平成 26 年 4 月 18 日

上 場 会 社 名 株 式 会 社 リ ソ ー 教 育
代 表 者 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 岩 佐 実 次
(コード番号：4714 東証第一部)
問 合 せ 先 責 任 者 情 報 開 示 担 当 リ ー ダ ー 劉 賢 一 郎
情 報 開 示 担 当 リ ー ダ ー 石 田 敦 英
(TEL 03-5996-3701)

退会者の皆様に対する返金に関するお知らせ

当社は、従来より退会者の皆様に対し授業未実施分の返金を行ってまいりましたが、より公正で、より速やかな返金が行えるよう「TOMAS再建委員会」を設置するとともに、返金対応の明確なルール策定に向けて検討を重ねてまいりました。

このたび、下記のとおり今後の具体的な返金の方針、スケジュール等を決定いたしましたのでお知らせいたします。これにより、会員及び保護者の皆様との信頼関係をより強化できるものと考え、一層高品質なサービス提供に努めてまいります。

記

1. TOMASの取組み

(1) TOMAS再建委員会の設置

当社TOMASにおいては、コンプライアンス重視を経営の柱に据え、最大限の誠意を持って過去の退会者の皆様に対する返金に対応していくことが、TOMAS再建への第一歩と考えております。

つきましては、このたび設置した再発防止委員会の下で、迅速かつ円滑な返金の流れを構築し、誠実に返金対応を進めていくため、特別委員会として「TOMAS再建委員会」を設置することといたしました。

なお、返金額算定及び今後の返金対応については、南 成人 氏（公認会計士・仰星監査法人）、岡本 政明 氏（弁護士）を外部委員として公正・公平な対応に努めてまいります。

(2) TOMAS再建委員会の構成

委員 長	平野 滋紀（教務企画局部長）
副委員長	天坊 真彦（管理企画局副部長）
委 員	南 成人（公認会計士・仰星監査法人） 岡本 政明（弁護士） その他教務企画局、管理企画局、及び内部監査室従業員

(3) 返金の流れ

①退会者の皆様への返金額確認に関する書類のご送付

退会者の皆様へ（5）に記載のとおり返金額確認の書類をお送りいたします。書類をご返信していただいた方から、順次返金手続を進めます（書類受領後、返金までおよそ3週間かかります）。

②「退会者様専用返金窓口」の設置

退会者様専用の返金対応窓口を設置します。ご質問等をお受けし、返金額・返金方法等を十分にご理解いただけるよう誠実に対応してまいります（返金手続きは、書類のご返信をもって進めます）。

<退会者様専用返金窓口>

退会者様専用の返金に関する質問等をお受けする電話窓口を、専用ダイヤルにて複数回線設置する予定です。教務責任者等にて対応する専用窓口の設置により、迅速・丁寧な対応に努めてまいります（4月28日開設予定・開設後に弊社ホームページ等にて番号をご案内いたします）。

③各教室及び教務本部でのご面談

ご質問等につきましては、上記返金窓口にてお受けするとともに、各教室及び教務本部等にてご面談のご希望もお受けいたします。TOMAS再建委員会の外部委員の協力により、公正かつ公平な対応に努めてまいります。

(4) 返金額の算出方法

- ①2008年11月以降（直近5年間）に授業実施のない退会者の皆様の授業未実施コマにつきまして、商法第522条に基づき時効により消滅するものといたします。
- ②「契約合計コマ数」から「授業実施合計コマ数」を控除して算出した「授業未実施コマ数」に、累計契約金額を累計契約コマ数で割った「平均単価」を掛けた金額を返金額といたします。
- ③「授業未実施コマ数」は、以下の区分により算出いたします。
2013年11月末時点（第三者委員会の調査実施時点）における授業未実施コマ数により区分し
 - i) 30コマ以上
授業実施に関するエビデンス有無の追加調査結果（実施済）を反映し「授業未実施コマ数」を算出
 - ii) 10コマ以上30コマ未満
授業実施に関するエビデンス有無の追加調査結果（平成26年4月14日より実施）を反映し「授業未実施コマ数」を算出
 - iii) 10コマ未満
第三者委員会による調査結果をもとにした「授業未実施コマ数」を使用
（授業実施のエビデンスが不明瞭なものは、退会者の皆様の不利益にならないよう授業を実施していないものとしています）
- ④返金する金額は、以上の方法で算出した返金額から2万円（特定商取引に関する法律第49条参照）を控除した金額といたしますが、控除後の額が8,000円未満となる場合には一律8,000円を返金いたします。

(5) 今後のスケジュール（状況に応じて調整いたします）

- ①平成26年4月28日（月）～ 未実施コマ数30コマ以上の退会者の皆様へ書類を一斉郵送
（返送期日 平成26年5月12日）
- ②平成26年5月12日（月）～ 未実施コマ数10コマ未満の退会者の皆様へ書類を一斉郵送
（返送期日 平成26年5月26日）
- ③平成26年5月19日（月）～ 未実施コマ数10コマ以上30コマ未満の退会者の皆様へ書類を一斉郵送
（返送期日 平成26年6月2日）
未実施コマ数30コマ以上の退会者のうちご返送いただかなかった皆様へ書類を再郵送（返送期日 平成26年6月2日）
- ④平成26年6月9日（月）～ 未実施コマ数10コマ未満の退会者のうちご返送いただかなかった皆様へ書類を再郵送（返送期日 平成26年6月23日）
- ⑤平成26年6月16日（月）～ 未実施コマ数10コマ以上30コマ未満の退会者のうちご返送いただかなかった皆様へ書類を再郵送
（返送期日 平成26年6月30日）

2. 名門会の取組み

子会社株式会社名門会におきましても、退会者の皆様に対する返金の基本的な取組方針は当社TOMASと同じです。返金額の算出方法及び今後のスケジュールにつきまして、一部TOMASと異なる部分がありますので、以下のとおりといたします。

(1) 返金額の算出方法

- ①2008年11月以降（直近5年間）に授業実施のない退会者の皆様の未消化時間につきましては、商法第522条に基づき時効により消滅するものといたします。
- ②「契約合計時間」から「授業実施合計時間」を控除して算出した「未消化時間数」に、累計契約金額を累計契約時間で割った「平均時間単価」を掛けた金額を返金額といたします。
- ③返金する金額は、以上の方法で算出した返金額から5万円（特定商取引に関する法律第49条参照）を控除した金額といたしますが、控除後の額が8,000円未満となる場合には一律8,000円を返金いたします。

(2) 今後のスケジュール（状況に応じて調整いたします）

- ①平成26年4月28日（月）～ 未消化時間数50時間以上の退会者の皆様へ電話連絡した上で、原則として面談にて返金額を確認していただきます。
- ②平成26年5月中旬以降 未消化時間数50時間未満の退会者の皆様へ電話連絡した上で、原則として面談にて返金額を確認していただきます。

当社は、今後も再発防止に向けた取組みを積極的に推進してまいります。各種施策の進捗状況等につきましては、引続きお知らせしてまいります

以上